

議会運営検討協議会

報告書

第12回

【報告事項】

◆ 質問経過時間等の表示

平成26年5月1日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 質問時間について、現行の申し合わせ等を変更しないことを前提に、議場において、経過時間を表示すること。
- (2) 経過時間表示とは別に、議事進行のための時間の計測は、従前のおり議会局が行い、議長又は委員長が審議の進行管理を行うこと。
- (3) 表示された経過時間は目安であり、議会局が計測する時間と若干の誤差が生じること、また、時間表示が機器の故障等で行えない場合でも、議長又は委員長が管理する時間を基に議事を進行すること。

なお、具体的な表示機器の設置に当たっては、多額の費用を掛けない方法を検討するべきである。

2 議論の概要

(1) 経過時間の表示に係る検討

- ・ 現状では、質問時間に関する制限はなく、申し合わせによりおおむね質問時間が設けられている。また、議事進行のための時間の計測は議会局が行い、この時間に基つき、議長又は委員長が議事の進行管理を行い、申し合わせの時間が超過した場合は、議長又は委員長から、質問者に対して発言の取りまとめをするよう注意喚起をすることがある。
- ・ 質問者は、議場において質問時間が表示されていないため、ストップウォッチを隣の議員に預けるなどして時間経過を確認しながら質問を行っているが、全議員が共通して時間経過を確認できないため、申し合わせ時間の経過の判断が議員間で異なる状況にある。このような状況を解消するためには、議員が共通して見ることのできる時間表示をすることが必要である。また、質問者にとっても時間表示があることで、残り時間が少なくなったことを容易に把握でき、すみやかに質問の取りまとめを行うことができるなど、円滑に質問を行うことができる。
- ・ 一方で、質問時間に係る申し合わせは、制限時間ではなく、あくまで、「おおむねの時間」であるため、本来は個々の議員により時間の管理が行われるべきであり、時間表示をすることで、質問時間の制限につながることは、現在の質問時間に係る申し合わせを変更するところにつながる。しかしながら、議員間で把握している経過時間が異なっている状況があり、議員の共通認識のために時間表示を行う必要性も理解できる。このため、時間の表示をする場合は、現行の申し合わせを変更することなく、おおむねの時間を表示するという認識で、残時間ではなく経過時間を表示するべきである。

- また、議事進行のための時間の管理は従前どおり、議会局が計測した時間により、議長又は委員長が進行管理を行うこととし、例えば表示機器が故障した場合でも、議事の進行を妨げるものであってはならない。
- さらに、表示された時間は、議長又は委員長が管理している時間と誤差が生じることを認識した上で経過時間の表示を実施するべきである。

(2) 具体的な表示機器の設置に向けた検討

ア 既存の議場内ディスプレイを活用した表示

- 既存の議場内ディスプレイに、カメラ映像と同画面に残時間を表示する機能があるため、経過時間表示への機能変更をした上で、経過時間を表示する方法が考えられる。
- ディ스플레이は資料表示にも使用しているが、資料を表示するディスプレイは全画面が資料表示となり、経過時間と資料を同時に同一画面に表示することができない。理事者側の壁面にはディスプレイが2台設置されており、1台はカメラ映像や経過時間等の表示を行い、他の1台で資料表示を行うことができるため問題はないが、議員側の壁面にはディスプレイが1台しか設置されていないため、現行のディスプレイの設置数では、資料と経過時間を同時に表示することができない。したがって、資料と経過時間を同時に表示するためには、議員側の壁面にディスプレイを1台増設する必要がある。
- また、議場内音声システムと連動するため、操作画面の変更など、システム全体にわたり様々な改修が必要となる。
- このため、既存のディスプレイを活用した方法は、残時間表示機能から経過時間表示機能への変更、操作画面の変更などのシステム改修、また、ディスプレイの増設など、多額の費用が必要となることが見込まれる。

イ スポーツ競技用のタイマー等の専用表示機器を壁面に設置

- 理事者側、議員側の壁面に、市販のスポーツ競技用のタイマー等を設置する方法が考えられる。
- また、スポーツ競技用のタイマーのうち、時間、分、秒の表示機能がある機器はメーカーの標準仕様では、電池式の使用であるものが一般的であるため、電源式への改修費用も考慮する必要がある。
- このため、スポーツ競技用のタイマー等を壁面に設置する場合は、設置に係る費用、配線等の工事費用に加えて、表示機器を電池式から電源式へ改修する費用を考慮する必要がある。

(3) 具体的な設置方法についての意見の概要

- 経過時間は議員の共通認識としての時間表示で、理事者側が確認する必要性はなく、また、議長又は委員長は議会局が計測した質問時間により進行管理を行っているため、仮にア及びイの方式とした場合、議員側壁面への機器の設置は不要であると思われる。

- アの既存のディスプレイを活用する方法は、多額の費用が想定され、また、議場内音声システムと連動することになるため、システムが不安定になる恐れがあり、システムがダウンした場合など、議事の進行に影響を与える恐れがある。
- イのスポーツ競技用のタイマー等を壁面に設置する方法についても、多額の費用が必要となる恐れがあり、庁舎の建て替えが検討されている中で、多額の設置費用を掛けてまで行うべきではないと考える。
- 議員側壁面への表示機器の設置を行わないことを考慮しても多額の費用が発生することが想定されるため、例えば、スポーツ競技用のタイマー等を専用スタンドに取り付けて、議場内へ設置する方法とすれば、機器の購入費用のみで済むため、比較的安価で経過時間表示が可能となる。また、音声システムとは連動しない方式であるため、議事の進行への影響も少ない方法である。

このため、具体的な設置方法については、設置箇所も含めて、多額の費用を掛けない方法をさらに検討するべきである。

資 料 編

- ① 質問の経過時間等の表示に関する政令指定都市の状況――5

- ② 「経過時間」表示の議場イメージ図――――――8

- ③ スポーツタイマー等をスタンドで設置したイメージ図――10

質問経過時間等の表示に関する政令指定都市の状況

平成 26 年 1 月現在

1 議場内の壁面等に表示している都市…… 13 市

専用表示装置に質問残時間を表示	9 市	さいたま市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市
インターネット中継用ディスプレイに質問時間等を表示	1 市	相模原市
おおよその質問時間を色などにより区別するランプを設置	3 市	横浜市、堺市、広島市

※大阪市：トレーニングタイマー（直立式）を必要時に設置

※相模原市：代表質問については経過時間を表示、一般質問については質問者の経過時間及び会派の持ち時間（残時間）を表示

2 壁面等の表示はないが質問者用の機器を設置している都市…… 2 市

質問者用の質問残時間を表示する機器のみを設置	2 市	仙台市、京都市
------------------------	-----	---------

3 表示していない都市…… 5 市

特に設置なし	5 市	札幌市、名古屋市、福岡市、熊本市、川崎市
--------	-----	----------------------

政令指定都市の議場内における質問時間の表示状況

都市名	設置	表示場所	設置箇所／台数	表示単位
札幌市	×			
仙台市	*	質問者の手元にディスプレイを設置	演壇上:1(質問者用) 質疑席:1(質問者用)	秒
さいたま市	○	専用表示装置	演壇上:1(質問者用) 両横側壁:2	分 1分を切ると秒
千葉市	○	専用表示装置	入り口上部:2	分 1分を切ると秒
相模原市	○	インターネット中継用ディスプレイ	理事者側壁:2 議員側壁:2 質問席:1(質問者用) 演壇上:1(質問者用)	秒
		備考:代表質問は経過時間を表示、一般質問は会派持ち時間制のため、質問時間(経過時間)と会派の残り時間(残時間)を表示		
横浜市	△	ランプ(5分前)緑⇒(3分前)黄⇒(1分前)赤	演壇上:1	分
	*	演壇に専用表示機器の設置	演壇上:1(質問者用)	秒
新潟市	○	専用表示装置	理事者側壁:2 議員側壁:2 演壇上:1(質問者用)	秒
		備考:代表質問は60分からのカウントダウン表示のみ。一般質問は60分からのカウントダウン表示及び質問時間30分からのカウントダウン表示(答弁中は停止)の2つを同時に表示(一般質問は答弁を含めて60分以内とし、発言時間が30分に制限されているため)		
静岡市	○	専用表示装置	理事者側:1 議員側壁:1 演壇上:1(質問者用)	秒
浜松市	○	専用表示装置 (出席議員の表示と兼用)	入り口上部:1	秒
名古屋市	×			
京都市	*	演壇に専用表示機器の設置	演壇横:1(質問者用)	分 1分を切ると秒
大阪市	○	トレーニングタイマー(直立式) ※必要時に設置	議場横側:2	秒
堺市	△	ランプ(発言開始)緑⇒(残り15分)黄⇒(残り5分)赤	演壇上:1	—
神戸市	○	専用表示装置	理事者側壁:2 議員側壁:1	分 1分を切ると秒

都市名	設置	表示場所	設置箇所／台数	表示単位
岡山市	○	専用表示装置 (出席議員の表示と兼用)	入り口上部:1	分 1分を切ると秒
広島市	△	ランプ (残り10分)青⇒(残り5分)黄⇒(終了)赤	演壇上:1	—
北九州市	○	専用表示装置	議長席右端:1 議員側壁:1	分 1分を切ると秒
福岡市	×			
熊本市	×			
川崎市	×			

注・・・ 相模原市以外の都市は残時間を表示

○・・・ 議場内の壁面等に質問残時間を表示する機器を設置

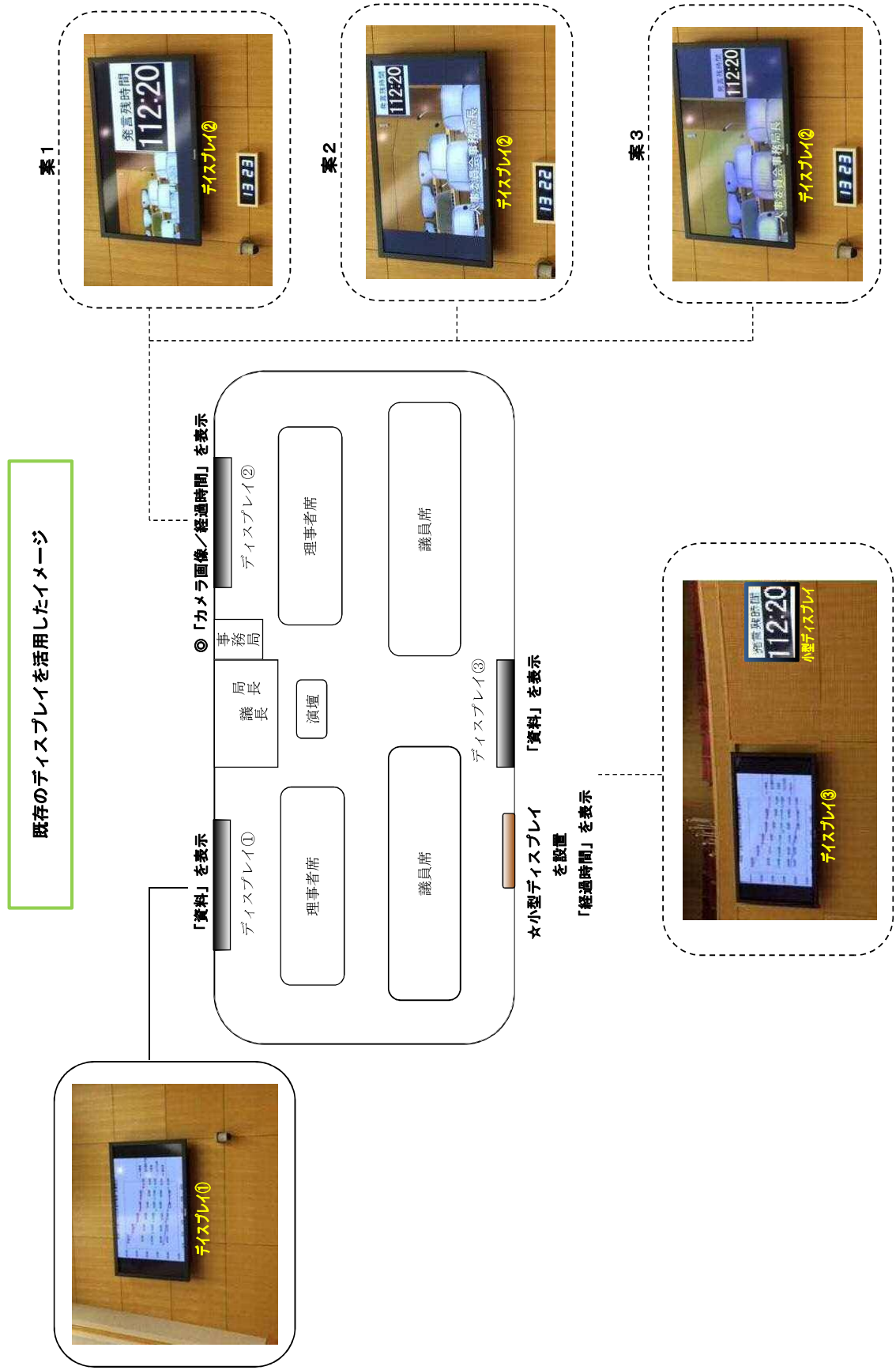
△・・・ 議場内におおよその質問残時間を色により区別するランプを設置

*・・・ 質問者用として質問残時間を表示する機器を設置

×・・・ 特に設置なし

「経過時間」表示の議場イメージ図（資料表示をした場合）

平成26年3月20日提出



スポーツタイマー等を設置したイメージ



「資料」を表示

ディスプレイ①

理事者席

議員席

議長

局長

事務局

演壇

理事者席

議員席

◎「カメラ画像/経過時間」を表示

ディスプレイ②



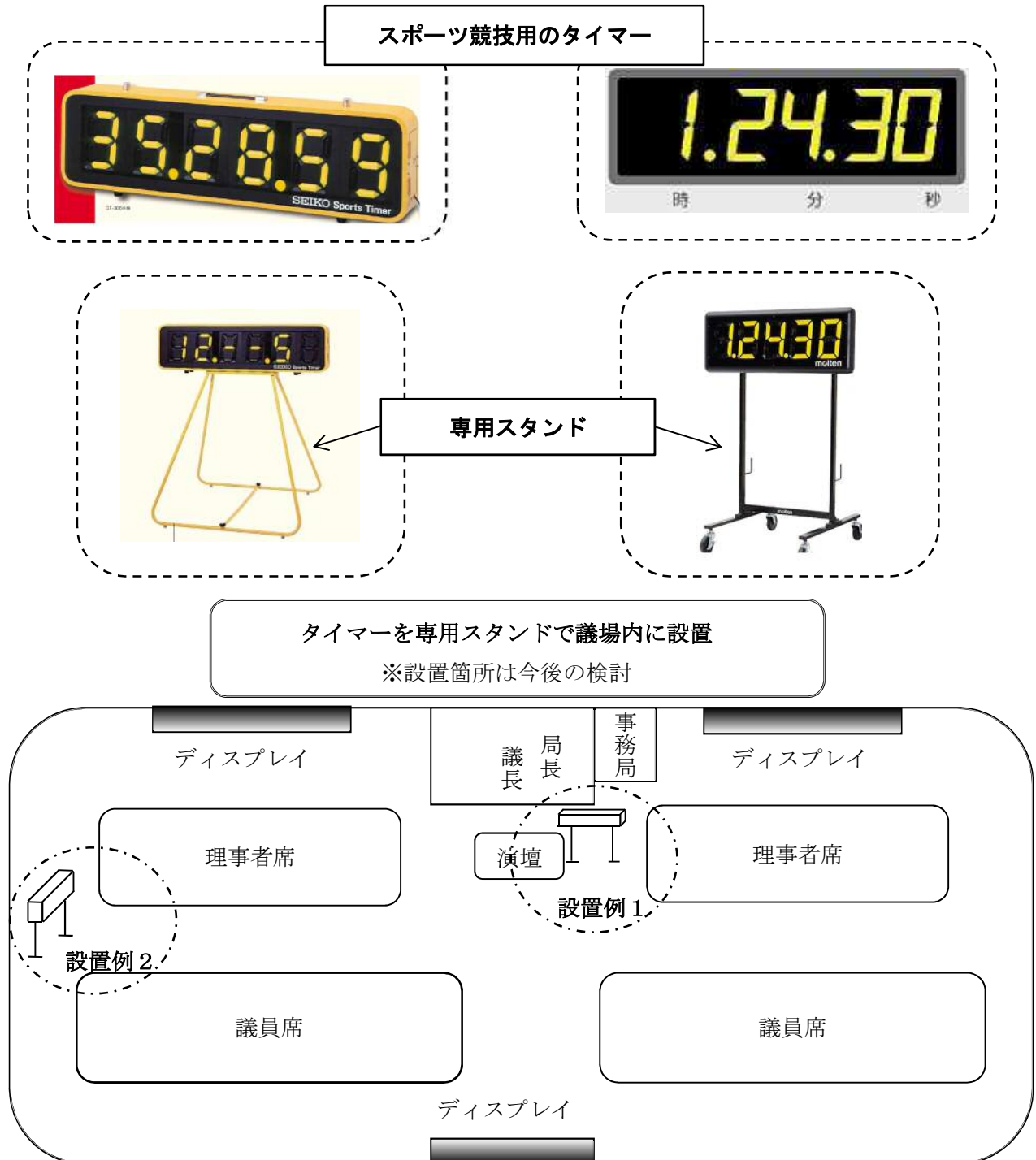
★スポーツタイマー等を設置

「経過時間」を表示

「経過時間」を表示



スポーツタイマー等をスタンドで設置したイメージ図



参考ウェブサイト

：セイコーシステム株式会社 (<http://www.seiko-sts.co.jp>)

：モルテンスポーツ事業本部 (<http://www.molten.co.jp/sports/jp/index.html>)